

幸町自主防災組織の災害時活動マニュアル

ちが貴族 波の精霊
えぼし麻呂 & ミーナ



幸町自主防災組織

目 次

はじめに

・ 自主防災組織の意義・役割	1
・ 幸町の課題	1
・ 幸町の災害リスク	1
・ 幸町の防災目標	1

第1章 地域活動拠点

・ 地域活動拠点の開設	2
・ 地域活動拠点の目的と役割	2
・ 本部の設置	2
・ 「本部」の指揮命令系統	2
・ 地域活動拠点(本部)設置場所	2
・ 地域活動拠点(本部)への参集対象者・参集時期	3
・ 災害時の組織班と主な役割、班長・班員	3

第2章 避難所等

・ 一時(いっとき)避難場所	4
・ 広域避難場所	4
・ 津波一時退避場所	4
・ 医療救護所	4
・ 避難所	4
・ 災害対策地区防災拠点	4

第3章 大規模災害への備え

・ 建物の耐震化	5
・ 家具等の固定	5
・ ブレーカー感震遮断器設置	5
・ ガラス飛散防止	6
・ 家庭用消火器の設置	6
・ 避難計画の策定	7
・ 食糧・水の備蓄	7
・ その他	7

第4章 大規模地震(震度5弱以上)が発生したときの活動

・ 身の安全確保	8
・ 避難	8
・ 地震時の避難行動イメージ	9
・ 初期消火活動	10
・ 救出・救助・応急救護活動	11
・ 情報収集・伝達(被災状況の把握)	11
・ 食糧・水、生活必需物資等の分配	12
・ 避難所の開設及び運営	12
・ 災害時要援護者への支援	13
・ 在宅避難者への支援	13

第5章 東海地震に関する情報が発表された場合の活動

13

第6章 風水害等が発生した場合の活動

14

案内地図

16

はじめに

私たちは、来るべき災害に備えて、減災への取り組みを推進し、災害時には効果的かつ速やかな初期消火、救出・救助、応急救護、避難誘導などの防災活動を行うことが必要です。

このような活動は、住民各自がバラバラに行動していても効果は少なく、場合によっては大きな混乱を招くこともさえ考えられます。

そのため、地域の防災力を最大限に發揮し、組織的かつ実効性のある活動を行うために必要な組織が自主防災組織です。

自主防災組織は、防災活動にあたり幸町の課題、災害リスクを充分に把握して取り組むことが重要です。

幸町の課題

- 老朽住宅が多い
- 大部分の道路が狭隘
- 高齢世帯が多い



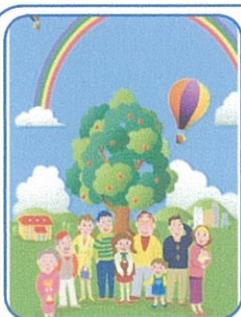
幸町の災害リスク

- 優先度No1 家屋の倒壊・家具の転倒等による窒息死・圧死等被害
- 優先度No2 クラスター(延焼運命共同体)火災による焼死・焼失被害
- 優先度No3 津波による被害



幸町の防災目標

- たとえ、災害が発生しても、一人も「命を落とさない」
- 我々自ら減災に努める





地域活動拠点の開設

- ・大規模地震(震度5弱以上)の発生後速やかに立ち上げます

地域活動拠点
は応急対策の
拠点です



地域活動拠点の目的と役割

- ・大規模地震(震度5弱以上)の被災後の応急対策を行う拠点
- ・茅ヶ崎市等の関係機関、周辺の自主防災組織との連携
- ・情報拠点として、安否確認、被災状況の把握、住民への情報提供等

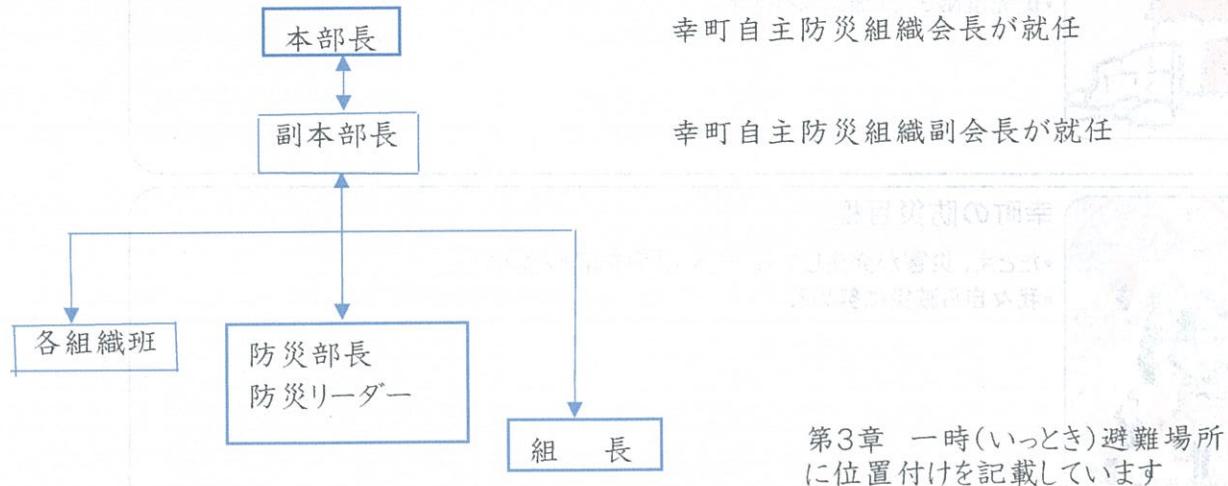
活動を円滑に
行うため本部
を設置します



本部の設置

- ・大規模地震(震度5弱以上)の被災後の活動を円滑に行うため地域活動拠点に幸町自主防災組織の「本部」を設置

「本部」の指揮命令系統



地域活動拠点(本部)設置場所

- ・幸町4番17号先防災倉庫前空地(セブンイレブン茅ヶ崎幸町店向かい側)
- ・幸町自治会所有のテントを組み立てる
- ・掲示板の設置 地域活動拠点(本部)および必要な場所に設置
- ・案内地図 16ページ



地域活動拠点(本部)への参集対象者・参集時期

- ・幸町自主防災組織役員、南口駅前商店会役員、防災リーダー、その他 活動に必要とする者
- ・対象者は災害発生直後の活動が一段落した後、速やかに参集するものとします。

災害時の組織班と主な役割、班長・班員

組織班	主な役割	班長・班員
総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・各組織班の総括 ・必要な組織体制の編成 ・幸町の被災状況、災害対応の見通し等の分析 ・災害対策地区防災拠点等との連携 	
情報班	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集、整理、分析に関する活動 ・情報の伝達に関する活動 ・幸町住民に対する広報活動 ・災害対策地区防災拠点を介した情報受伝達活動 	
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所等への円滑かつ安全な誘導活動 ・医療救護所への搬送活動 ・幸町内の要避難者の残留状況把握 ・在宅避難者、避難所以外の避難者の状況把握 	
災害時要援護者支援班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者の安否確認 ・災害時要援護者の避難行動支援 ・在宅避難生活等における必要な支援活動 	
避難所運営班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設及び避難者の受け入れに関する活動 ・避難所の運営支援に関する活動 	



第2章 避難所等

一時(いっとき)避難場所



- ・災害発生時の災害時要援護者、隣近所等の安否確認を迅速に実施できるよう、自治会の班、組等を単位とした、住民が集合できる場所を一時(いっとき)避難場所として選定するものと市のマニュアルでは定めています。
- ・しかし、幸町には適地がありませんので一時(いっとき)避難場所の選定はしません。その代り組長の自宅周辺の安全な場所に集まり、情報を集約して組長もしくは代理のものが地域活動拠点(本部)に報告します。

広域避難場所



- ・延焼火災が発生した場合の避難場所。幸町は巨大なクラスターに所在していますので、火災の炎に囲まれないよう早めの避難が重要です。
- ・幸町の近くの広域避難場所は次の場所です。
- ・中央公園、茅ヶ崎市役所、総合体育館
- ・梅田小学校、梅田中学校
- ・案内地図 19ページ

津波一時退避場所



- ・大津波警報が発表された場合の避難場所。幸町は海拔が約8メートル以上ありますので、安全のため避難いたしましょう。
- ・津波一時退避場所として指定された幸町内の建物
- ・コンフォール茅ヶ崎(武藤ビル)、マンションアルス茅ヶ崎、茅ヶ崎メディカルケアセンター、茅ヶ崎徳洲会病院、茅ヶ崎ラスカ
- ・幸町隣接の共恵にある指定建物 ライオンズプラザ茅ヶ崎駅前、ライオンズプラザ湘南茅ヶ崎
- ・案内地図 16ページ

医療救護所



- ・大規模地震(震度5弱以上)発生後、茅ヶ崎市が市内の公立中学校に設置します。
- ・幸町の近くの医療救護所は次の場所です。
- ・梅田中学校、第一中学校
- ・案内地図 19ページ

避難所



- ・大規模地震(震度5弱以上)発生後、茅ヶ崎市が市内の公立小学校、中学校に設置します。
- ・幸町の避難所は茅ヶ崎小学校です。収容人員に限りがありますので、自宅が無事だった方は自宅に留まるようにしましょう。
- ・案内地図 16ページ、 19ページ

災害対策地区防災拠点



- ・大規模地震(震度5弱以上)発生後茅ヶ崎市が市内の公立小学校、中学校に設置します。避難所と併設されるものです。
- ・茅ヶ崎市災害対策本部と幸町の地域活動拠点(本部)との間の中継拠点となります。
- ・役割 情報の収集・伝達 食糧・水、生活必需物資等の分配 生活情報の提供 家族の安否確認の場所
- ・案内地図 16ページ、 19ページ

第3章 大規模災害への備え

大規模地震が発生した場合、日頃から対策を講じておくことによって、その被害を少なくすることが可能です。では具体的な対策について説明しましょう。

・ 建物の耐震化

昭和56年6月1日に建築基準法が改正され、建物の耐震基準が強化されました。従って、昭和56年5月31日以前に建築された建物は、耐震性に不安がありますので、茅ヶ崎市が行っております耐震診断を受診されていない方は、受診されるようお勧めします。

耐震診断の詳しい内容のお問い合わせ先
茅ヶ崎市役所 建築指導課 建築安全担当
☎0467(82)1111 内線2513



・ 家具等の固定



過去の大規模地震による負傷者の負傷原因の大半は、家具・家電製品の転倒によるものでした。転倒防止対策を講じておけば、負傷者の発生を減少させることができ、被災後の活動に協力できる人手が増えることになります。

また、マンションの場合は、高層階であればある程、地震による揺れが大きいため、家具の転倒・落下・移動の割合は大きく、負傷するリスクも必然的に高くなります。マンションにお住まいの方は、一層家具・家電製品の固定等の事前対策の重要性が高くなります。

茅ヶ崎市では、転倒防止金具の取り付けが困難な世帯に、ボランティア団体の協力を得て取り付け支援事業を行っております。

お問い合わせ先
茅ヶ崎市役所 建築指導課 建築安全担当 ☎0467(82)1111 内線2513

・ ブレーカー感震遮断器設置

被災して避難する場合は、通電火災を防止するため、ブレーカーを遮断してから避難しますが、非常事態の中で失念することもあると思われます。そこで、地震の揺れを感じてブレーカーを遮断する機器があります。

「家庭用分電盤に組み込まれたタイプ」 地震を感じると警報音を発し、一定時間経過後にブレーカーを遮断します。

「現状のブレーカーに取り付けるタイプ」 製品の概要は、金属球に紐がついていて、紐の先端をブレーカーのつまみに結び、ブレーカーの近くに皿を設置し、金属球を載せておきます。地震を感じると、金属球が落下してその重さでブレーカーを遮断します。

メリットは、価格が安いこと、デメリットは夜間に地震を感じた場合も即座に電源を遮断してしまうことです。

・ ガラス飛散防止 割れたガラスが原因の負傷も過去の大規模地震で多数発生しております。

ガラスが割れても飛散しないようにするには、次の対策が有効です。

「ガラス飛散防止フィルム」の貼り付け フィルムが割れたガラス片を張り付けたまま保持し、飛散を防ぎます。

「合わせガラス」の設置 2枚のガラスの間に特殊フィルムをはさみ接着したガラスで万一割れても破片が飛散しにくいガラスです。

「強化ガラス」の設置 普通のガラスと比べて約3倍の強度があり、万一割れても破片が細かい粒状になり、傷害事故を発生しにくくします。

マンション等の高層建物について

3階以上の建物は、サッシにガラスをはめ込んで固定した窓を施工する場合、ガラスを完全に固定しないよう、弾性のシール材を用いるものとしています。

サッシと窓ガラスの間に隙間を設けることで、地震の揺れによるサッシの変形をある程度許容できるようにしています。

網入り板ガラスを使用したり、庇を設置したりした場合は、ガラスの落下による危険防止が講じられているものとして、弾性シール材を使用しない事例もあります。

いずれにしても、破損したガラスの落下を完全に防止するためには、「ガラス飛散防止フィルム」の貼り付け、「合わせガラス」の設置が有効ですので検討してください。

なお、網入り板ガラスは防火対策として設置するものです。



・ 家庭用消火器の設置



幸町の住民は、万が一火災が発生しても火が小さいうちに消火することを、住民全員が一致協力して実行することいたします。

大規模地震に伴う延焼火災が発生した場合、幸町の所在するJR東海道線南側地区は、巨大なクラスターとなっており、甚大な被害を蒙ることが予想されています。

私たちは、巨大なクラスターに居住していることを常に自覚して、地震に伴う火災を発生させないことは勿論ですが、万が一火災が発生した場合、初期消火に重要な役目を果たすのが、家庭用消火器です。

各家庭にぜひとも備え付けておきたい防災機器です。

・避難計画の策定



災害により自宅が使用できなくなった場合や火災等の危険が迫っている場合には、自宅から避難する必要があります。

避難を適切かつ素早く行うためには、避難計画の策定が不可欠です。避難計画は災害の種類やその状況、住んでいる場所等により異なり、また、家庭の事情等も考慮する必要があります。

そのため自治会で一律に策定するよりも、各家庭毎に策定することが重要となります。地震による家屋の倒壊、周辺での火災発生、津波警報等避難が必要となるケース毎に各家庭で策定し、見やすい場所に保管してください。

・食糧・水の備蓄

食糧・水は、7日分以上を備蓄してください。
携帯トイレ、トイレットペーパーも同様です。

・その他

災害発生時の備えとして、各家庭で保存している用品は、季節ごとに内容を点検してください。



災害発生時に必要な備えとして、以下に示すように、7日分以上の食糧と水の備蓄を行ってください。また、季節ごとに備えている用品を定期的に点検しておきましょう。

第4章 大規模地震(震度5弱以上)が発生したときの活動

・身の安全確保



地震発生中

- 落ち着いて自分の身を守る。



揺れが収まつたら

- 火の元の確認…ガス元栓を閉じる。電気のブレーカーを切る。
- ドアを開け避難経路を確保
- 家族の安否確認
- 余震への注意
- 非常持ち出し品を準備
- 二次災害の恐れがある場合は速やかに避難
- 組長自宅付近の安全な場所で安否情報を提供

・避難

・各避難場所への避難経路

平常時に徒歩で確認しておくことが重要です。大規模地震が発生した後は、道路の状況は平常時とは全く異なるものと思われます。どの道路が安全に避難場所に行けるか、複数の経路を考えておくことが重要です。

・延焼火災が発生した場合

妊婦・高齢者・子供等防災活動の協力が難しい災害弱者は救助活動等には参加させずに、安否確認が取れ次第先に広域避難場所等に向かわせ、他の人は応急活動が終了次第避難します。

幸町の所在するJR東海道線南側地区は、巨大なクラスターとなっており、早めの避難を心掛けてください。避難が遅れた場合、火災の炎に囲まれたり、火災の熱で避難路が通行できなくなることもあります。

・大津波警報が発表された場合

防災行政無線で放送されますので、隣近所に声をかけ皆さんで速やかに津波一時退避場所に避難します。

・避難の際の注意事項

避難は徒歩するものとしますが、自転車・リヤカーの使用は可とします。

ラジオ・防災行政無線等から正確な情報を収集します。

避難途中では、余震が発生しても対応できるよう十分に注意してください。

携行品 延焼火災が発生した場合は、貴重品及びごく少量の食糧等が考えられます。

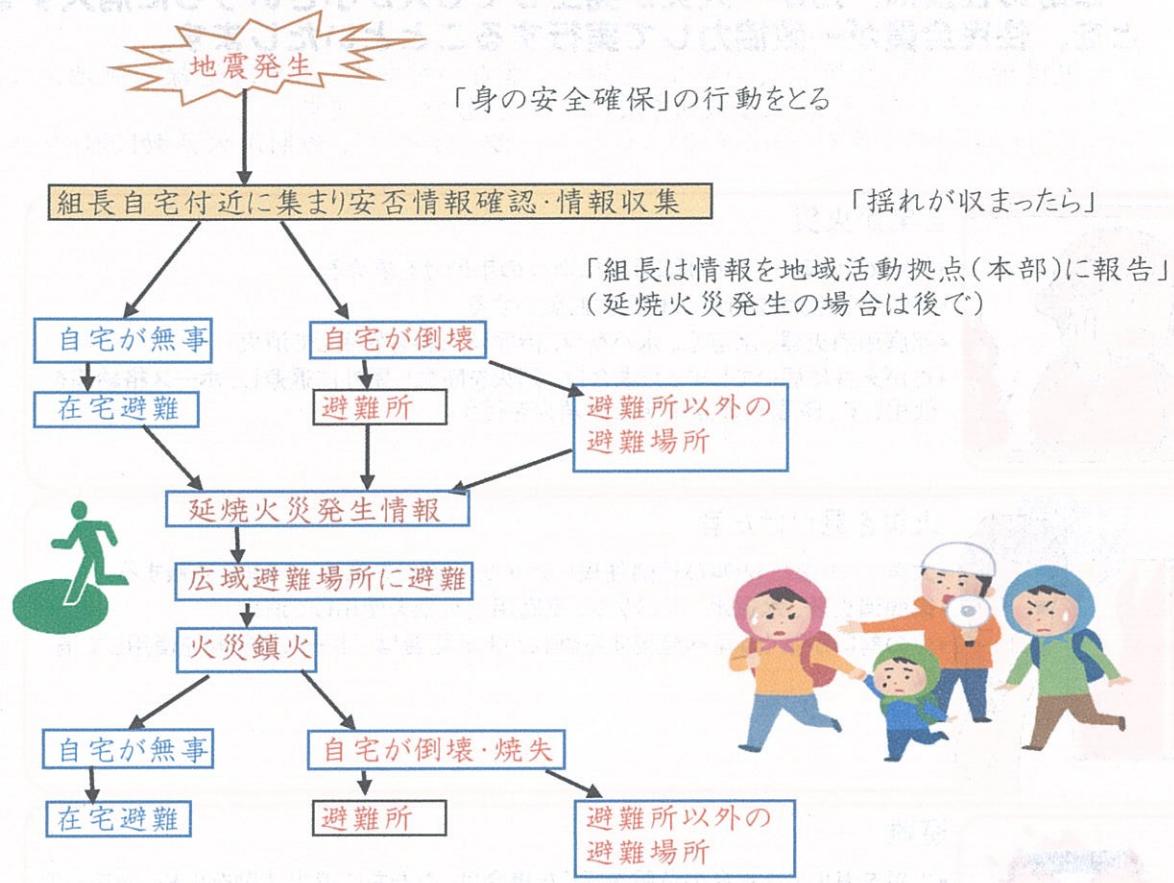
大津波警報が発表された場合は、手ぶらで避難します。

災害時要援護者への避難援助

災害時要援護者支援制度に基づき、登録支援者が対処しますが、対応しきれない場合もありますので、近隣に災害時要援護者が居住している場合、近隣の皆が災害時要援護者の避難に援助、協力をしてください。

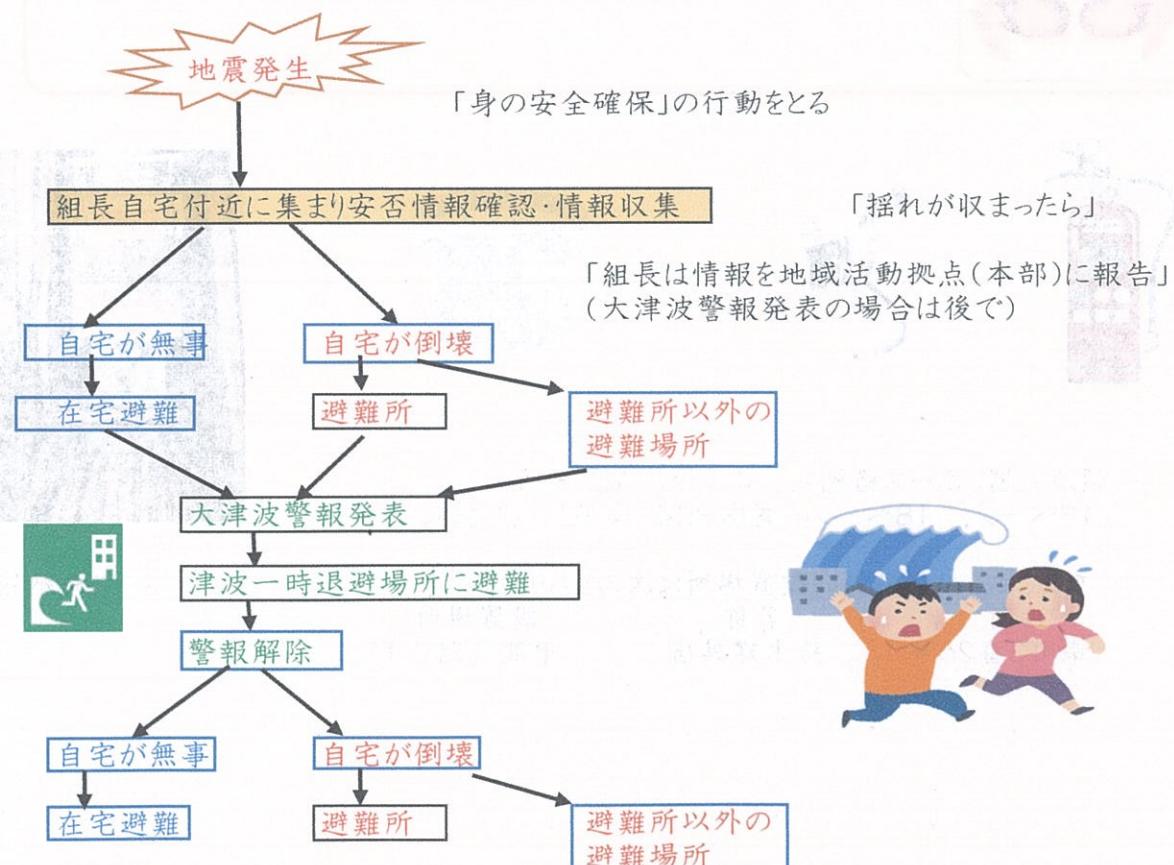
延焼火災発生の場合

地震時の避難行動イメージ



大津波警報発表の場合

地震時の避難行動イメージ



幸町の住民は、万が一火災が発生しても火が小さいうちに消火することを、住民全員が一致協力して実行することいたします。

大規模地震に伴う延焼火災が発生した場合、幸町の所在するJR東海道線南側地区は、巨大なクラスターとなっており、甚大な被害を蒙ることが予想されています。

私たちは、巨大なクラスターに居住していることを常に自覚して、初期消火活動に取り組みます。



自宅が火災

- ・大声で「火事だ」と叫び隣近所に消火の手助けを求める
- ・119番通報は隣近所の住民にお願いする
- ・家庭用消火器、水道水、水バケツ、街頭消火器を使用して消火
- ・炎が天井に届いてしまった場合は、消火を断念し屋外に退避し、ホース格納箱を使用して、隣家への延焼防止の消火を行う



火災を見付けた者

- ・大声で「火事だ」と叫び近隣住民に消火の手助けを求める、119番通報する
- ・街頭消火器、水道水、水バケツ、家庭用消火器を使用して消火
- ・火の勢いが強く隣家へ延焼する恐れがある場合は、ホース格納箱を使用して消火



避難

- ・火災を消火できず身の危険を感じた場合は、ただちに消火活動を止め、命を最優先に安全な場所(広域避難場所、空き地等)に避難
- ・避難経路は、前項の「避難」で説明のとおり、平常時に複数の経路を確認しておく



・ 街頭消火器、ホース格納箱、消火栓の設置場所

17ページ、 18ページの案内地図を参照してください。

なお、ホース格納箱の設置場所は次のとおりです。

住所

幸町3番26号

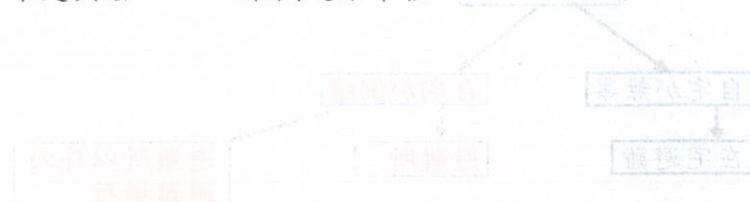
名称

鈴木建具店

設置場所

東側通路中程

ホース格納箱



・ 救出・救助・応急救護活動

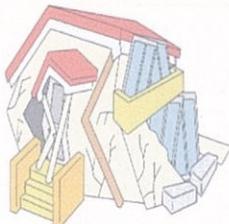
要救助者の状況確認

- ・家屋に閉じ込められて脱出できない者はいないか
- ・倒壊家屋、ガレキの下敷きになり救助を要する者はいないか

助けでー

救出・救助活動

- ・防災倉庫収容のバール、自動車用ジャッキ、ロープ等を使用して活動
- ・活動中は、余震発生、二次災害に注意する
- ・活動中に延焼火災発生の情報があった場合は、現場に目印を設置して消防職員に引き継ぐ。



応急手当

- ・防災倉庫収容の三角巾、救急箱を使用
- ・怪我の程度により、医療救護所、病院へ搬送



・ 情報収集・伝達(被災状況の把握)

組長の情報収集



- ・揺れが収まったら、組員は組長自宅付近の安全な場所に集まり各家庭の安否、被災状況を組長に報告する



組長は次の情報を地域活動拠点(本部)へ報告

- ・組所属住民の安否(特に災害時要援護者)
- ・避難状況「避難所に避難、在宅避難、避難所以外の避難場所に避難、不明等」
- ・被災状況「建物、工作物、道路、ライフライン」
- ・火災発生
- ・救出・救助「要救助者の存在」



地域活動拠点(本部)は、各組長からの情報と組織班員が収集した次の情報を加味して災害対策地区防災拠点(茅ヶ崎小学校)に報告

- ・組長が収集できない被災状況
- ・避難所以外の場所等でテント、自動車等を活用して避難生活をおくる者「場所、人数、生活状況、必要な支援」

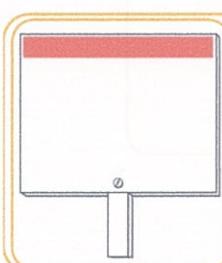


地域活動拠点(本部)の情報活動

- ・災害対策地区防災拠点からもたらされた茅ヶ崎市の災害情報を住民に知らせる
- ・地域活動拠点(本部)が自ら収集した情報を住民に知らせる
- ・防災行政無線で放送された情報も念のため住民に知らせる
- ・住民に積極的な声掛けを行い住民が正しい情報を取得できるよう努める

・食糧・水、生活必需物資等の分配

茅ヶ崎市が、備蓄物資、緊急災害援助物資等の分配を決定した場合、災害対策地区防災拠点(茅ヶ崎小学校)を通じて幸町の地域活動拠点(本部)に通知がきます。



地域活動拠点(本部)の活動

- ・地域活動拠点(本部)の掲示板に分配実施の情報を張り出す
日時、品名、方法、場所等
- ・幸町内を巡回して住民に物資等の分配がされることを周知する
- ・家庭、個人の自己備蓄の優先活用を促す



物資等の分配場所

- ・災害対策地区防災拠点(茅ヶ崎小学校)
- ・案内地図 16ページ、19ページ



分配場所へ出向いての受け取り困難者への援助

- ・災害ボランティアの活用等幸町自主防災組織が検討し実施する

・避難所の開設及び運営

幸町の避難所は、茅ヶ崎小学校です。避難所の開設は、茅ヶ崎小学校を避難所とする自主防災組織の防災リーダーのうち「避難所開設要員」に指名された者、茅ヶ崎市配備職員及び学校職員が当たります。開設後の運営については、「避難所運営班」班員が参画することとなります。

当該班員は「避難所運営マニュアル」を見ておくことが役立つと思われます。

・ 災害時要援護者への支援

・ 災害時要援護者を誰が、どのようにサポートするのか

災害時要援護者がどこに住んでいて、災害時に避難する際にどのような支援が必要かは自治会・自主防災組織、民生・児童委員に提供している「災害時要援護者支援制度」の登録者情報を活用し、日頃からの顔の見える関係づくり進めるとともに、近隣住民等にも災害時に支援・協力をしてほしい旨依頼しておくことが必要です。また、保健、医療、福祉の専門知識を持った住民や医療機関、福祉施設等を把握し、日頃から関係を築いておくことも、災害時の支援活動を円滑に行うために必要となります。

・ 支援の継続

幸町の地域活動拠点(本部)は、避難所および在宅等で避難生活をおくる災害時要援護者に対して、必要な支援が継続して行われるよう常に状況の把握に努め、茅ヶ崎市、福祉機関等と連携しながら見守り及び情報提供等を行います。

・ 在宅避難者への支援

在宅避難者や避難所以外の避難場所への避難者など、幸町内において多くの被災者が支援を必要しながら生活をおくることが想定されますが、避難所避難者と同様な支援が提供されるよう、幸町の地域活動拠点(本部)は、災害対策地区防災拠点(茅ヶ崎小学校)と緊密に連携し支援を実施していきます。

第5章 東海地震に関する情報が発表された場合の活動

・ 東海地震注意情報発表時の行動

気象庁は、観測数値が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に東海地震注意情報を発表します。

茅ヶ崎市の措置

- ・防災行政無線で注意情報が発表された旨の呼びかけ
- ・消防・医療関係者の派遣準備
- ・児童・生徒の帰宅指示

幸町自主防災組織の活動

- ・幸町住民への情報伝達・広報
- ・地域活動拠点における本部設置準備
- ・災害の発生に備えた事前対策または必要な準備
- ・災害時要援護者等避難に時間をする者への避難準備呼びかけ
- ・家庭内の安全対策(家具の転倒・落下等の防止)の呼びかけ
- ・水道水の汲み置き等家庭内の飲料水確保の呼びかけ

・警戒宣言発令時の行動

気象庁長官は、東海地震発生の恐れがあると判断した場合内閣総理大臣に報告し、内閣総理大臣は閣議にかけて、警戒宣言を発令します。同時に気象庁は東海地震予知情報を発表します。

茅ヶ崎市の措置

- ・防災行政無線で警戒宣言が発令された旨の呼びかけ
- ・茅ヶ崎市地震災害警戒本部設置
- ・災害対策地区防災拠点(避難所)開設
- ・必要な事前対策の実施または実施に向けた体制の確立

幸町自主防災組織の活動

- ・地域活動拠点に本部(警戒本部)設置
- ・幸町住民への情報伝達・広報
- ・情報収集伝達体制の確認
- ・災害発生後の諸活動の準備及び配備
- ・災害時要援護者等避難に時間を要する者への避難準備呼びかけ
- ・家庭内の安全対策(家具の転倒・落下等の防止)の呼びかけ
- ・水道水の汲み置き等家庭内の飲料水確保の呼びかけ

・災害発生後の活動

災害発生後の活動は、「第4章 大規模地震(震度5弱以上の)が発生したときの活動」の規定により活動します。

第6章 風水害等が発生した場合の活動

突然襲ってくる地震とは異なり、風水害は多くの場合気象情報により、その発生を予測することができる、発生までにある程度の時間的猶予があるため、被害が及ぶ危険を避けるために早期の情報伝達や避難行動をとることが可能となります。

幸町には河川はないため、河川の氾濫による水害の心配は皆無ですが、記録的短時間大雨が降った場合は、排水設備(下水道)の能力を超えた雨水が滞留して浸水被害が発生する恐れがあります。また、突風、竜巻等の発生で被害を蒙る恐れもあります。このような災害が発生した場合は、「第4章 大規模地震(震度5弱以上の)が発生したときの活動」を基本として活動します。



付 則

1. このマニュアルは、平成27年 4月 1日制定実施する。
2. このマニュアルは、大規模災害の発生に対し、十分に検討された完全なマニュアルになってはいない。今後、幸町自主防災組織として、防災訓練など活動を続ける中で、不十分、不都合な部分が出てくると思うが、その都度改正を図れたい。

